

機関投資家・銀行のCO2削減への取組み

機関投資家の取組み

【巨額の資金運用を行う機関投資家もCO2削減は重大関心事】

2019年9月、世界の主要機関投資家515機関（運用額合計3,770兆円）は国連気候アクション・サミットに参加する各国政府に対して、注文をつける共同宣言を行いました。

- パリ協定で各国が自主的に宣言したCO2の削減目標が不十分なので、2020年までに削減目標を引き上げ、また政府政策を全てパリ協定と整合性のある内容にすること。
- 石炭火力発電を段階的に全廃し、さらに化石燃料の消費量を削減するための政策課税である炭素税を導入すること。



この共同宣言を行った機関投資家の中には、全米最大の年金基金カルパース、ロックフェラー・キャピタル・マネジメント等、資産規模の大きい機関投資家が名を連ねております。

銀行の取組み

【CO2削減への取組みが企業融資の条件に】

2019年9月、銀行の融資が環境や社会にどのような影響を与えているかを自主的に測定し公表していく「国連責任銀行原則」が発足し、世界131の銀行が自主的に署名しました。

また、このうち一部の銀行は加えて、「気候アクションに関する集团的コミットメント」という活動にも取組み始めました。今後3年以内に融資先企業でのCO2削減目標を、パリ協定と整合性のある形で策定することが義務化され、毎年の進捗公表も必須となりました。つまり、銀行としては融資先企業に対して、下記のような対応を行う可能性が考えられます。

- CO2排出量の多い融資先に削減するよう求める。
- CO2排出量の多い企業への融資をやめる。



今後の動向

企業の資金調達（融資・投資）において、CO2削減への取組みを評価対象とする動きが強まっています。近い将来CO2削減の取組みが甘い企業は資金調達面で不利な立場になることが考えられます。このような状況を背景として、CO2削減に取り組む企業は業績拡大による株価上昇で先行すると考えられます。



ご留意事項

投資リスク

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建て資産には為替リスクもあります。したがって、**投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。**信託財産に生じた**利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。**また、**投資信託は預貯金と異なります。**本ファンドの基準価額の主な変動要因としては、主に「価格変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「カントリーリスク」、「流動性リスク」などがあります。 ※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

<詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。>

当ファンドに係る費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額に 3.3%（税抜3.0%） を上限として販売会社が独自に定める率を乗じた額とします。 詳細は販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金（解約）申込受付日の翌々営業日の基準価額に 0.1% を乗じた額をご換金時にご負担いただけます。
運用管理費用（信託報酬）	ファンドの日々の純資産総額に 年1.177%（税抜：年1.07%） を乗じて得た金額とします。
その他の費用及び手数料	ファンドの監査費用、有価証券売買時の売買手数料、信託事務の諸費用、目論見書・有価証券届出書・有価証券報告書・運用報告書作成などの開示資料の作成、印刷にかかる費用及びこれらに対する税金をファンドより間接的にご負担いただけます。これらの費用は、監査費用を除き運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額となります。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からのお支払いとなります。
購入・換金申込受付不可日	次のいずれかに該当する場合は、原則として購入・換金の受付を行いません。 ・ルクセンブルクの銀行の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・委託会社が指定する日
申込締切時間	原則として午後3時まで販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。なお、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることでもありますのでご注意ください。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込の受付を中止すること及びすでに受付けた購入・換金の申込の受付を取消す場合があります。
信託期間	2029年5月28日まで（設定日：2019年5月30日）
繰上償還	次の場合等には、信託期間を繰上げて償還させる場合があります。 ・各ファンドの受益権の口数が10億口を下回るようになった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年5月28日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回、毎決算時に収益分配方針に基づき分配を行います。 ※販売会社によっては、収益分配の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	各ファンド5,000億円
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合には、変更となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご相談されることをお勧めします。